

## 児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当を受給している方は、6月に「現況届」を提出しなければなりません。受給している方には6月上旬に案内を送付しますので、下記の受付日程を参照の上、同月中に手続きをしてください。手続きをしないと、受給資格のある方でも6月以降の手当が受けられなくなります。

### 【受付日程】

6月18日(火)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分
6月19日(水)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分、午後5時～7時
6月20日(木)	午後1時～4時30分、午後5時～7時
6月21日(金)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分

場所 文化プラザ・ルナホール



### ≫児童手当の認定請求

児童手当を受給するためには、認定請求の手続きが必要です。出生・転入の際に手続きをしていないため手当を受給していない方は、子育て支援課または支所で手続きをしてください。

手当の支給は申請した翌月分からです。ただし、支給事由（出生や転入など）が発生した月と申請した月が異なる場合は、支給事由の発生した日の翌日から15日以内に手続きをすると、申請した月分から受給できます。

**問** 子育て支援課家庭児童係（内線154）

## 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（1～3割）の全額または一部を助成するものです。ただし、保険診療分以外のもの（入院の際の食事代、部屋代や診断書などの文書料）は助成の対象外です。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください。県外の医療機関では受給者証が使用できないため、後日かかった医療費を返還する手続きを行ってください。

助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。下記に該当する方は、福祉課または子育て支援課で手続きをしてください。

### ■自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療…いずれかの手帳をお持ちの方

▷身体障害者手帳1級、2級、3級

▷療育手帳A1、A2、B1

▷精神障害者保健福祉手帳1級、2級（所得制限あり）

▷戦傷病者手帳と身体障害者手帳4級の両方

乳幼児等福祉医療…中学校3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療…母子家庭のお母さんとそのお子さん(※)または両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭福祉医療…父子家庭のお父さんとそのお子さん(※)

※お子さんの年齢が18歳に到達した後の3月31日まで

### ■自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療（精神通院）支給認定者（適用を受けてから受診した分の医療費が対象）

**問** ▷重度心身障害者福祉医療・自立支援医療…福祉課障がい福祉係（内線167）

▷乳幼児等・母子家庭等・父子家庭福祉医療…子育て支援課家庭児童係（内線154・155）